

指宿市提案公募型補助事業

募集要項

平成25年度（2回目）事業対象



指宿市 市民協働課

【目 次】

I	提案公募型補助事業とは	1
II	提案公募型補助事業制度の概要	2
III	募集から決定まで	4
◎	本年度のテーマ	
(1)	健幸のまちづくり推進事業	7
(2)	「砂むしだけじゃない!! <small>みらいがたとうじば</small> 美来型湯治場いぶすき」 創出事業	8
(3)	地域の課題解決や活性化を目指す事業 (地域力向上事業)	9
(4)	地域食材を生かしたまちづくり	10
	《事業スケジュール》	11
	《補助対象経費と補助対象外経費について》	12

I 提案公募型補助事業とは

1 はじめに

これまで公共的なサービスは一般的に行政が提供するものと考えられていました。しかしながら、今日において様々な課題や多様なニーズに行政のみで対応していくことに限界が見えはじめています。

このため、市民一人ひとりが考え、市民自らが主体となって、サービスを提供する仕組みが注目されています。もちろん行政にしかできないサービスもありますが、市民が主体となることで、課題を的確にとらえ、またニーズに合致したきめ細かなサービスが期待できるものも多くあります。これからは、市民と行政が対等の立場で協力しあい、市民が主体となったまちづくりを進めていくことが重要なことといえます。

指宿市提案公募型補助事業は、こうした背景の中、市民の皆さんによるまちづくりへの思いや提案を実現するために、「市民が主体となったまちづくり」の事業に対し、共生・協働の観点から、その一部を補助金によりサポートする制度です。

2 補助金の種類

指宿市提案公募型補助事業は、既存団体に限らず、多くの市民の皆さんが、新たにまちづくりに参画しやすいように次の2種類の補助金を設けています。

(1) はじめの一步型補助金

「これからまちづくりをはじめたい、でも資金が・・・」こんな時、その名のとおり、まちづくりに踏み出そうとする「はじめの一步」を手助けするための補助金です。そのため、補助額は限られますが、自己資金を十分に確保できない団体でも参画できる補助率となっています。

(2) 共生協働型補助金（3区分）

共生・協働とは、行政とボランティア団体、地域コミュニティ団体、NPOなど様々な主体がお互いにその特性や役割を分かり合って、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力することをいいます。この補助金は、こうした団体等が行う様々な問題解決、サービスの提供において、新たに実施する事業を共生・協働の観点から支援するための補助金です。補助対象経費によって補助率及び補助限度額が異なる3つの型があります。

※上記補助金の分類は、団体により補助金の種類や区分を特定するものではありません。初めてまちづくりに取り組もうとする団体が「共生協働型補助金」で申請することも、これまでも活動を続けている団体が「はじめの一步型補助金」で申請することも可能です。

Ⅱ 提案公募型補助事業制度の概要

1 対象となる事業

市民の多様なニーズに対応していくため、あらかじめ市側が示した地域課題（テーマ）に対し、広く応募を呼びかけ、市民活動団体からの企画提案により、行政と協働で取り組む事業を募集します。

対象となるのは、当該テーマに沿った地域課題の解決を図るための事業（テーマ設定型）で、新たに取り組もうとするものです。

なお、市などの財源による他の補助を受けている事業は対象となりません。（既存の補助事業は対象外となります。）

◎本年度のテーマ

(1) 健幸のまちづくり推進事業

(2) 「砂むしだけじゃない!! ^{みらいがたとうじば}美来型湯治場いぶすき」創出事業

(3) 地域の課題解決や活性化を目指す事業（地域力向上事業）

(4) 地域食材を生かしたまちづくり

※テーマの詳細については7ページから10ページをご覧ください。

※ 今回テーマを設けることとした理由は、行政のみでは対応が難しい地域課題に対して、市民活動団体の企画提案によって行政と協働で取り組むことで、より住民ニーズに即したサービス提供のほか、他の地域や団体への波及効果等が期待できると考えるからであります。

また、行政としても市民を対象に地域に根ざした事業展開を図りたいという考えや市民から出ている要望、地域課題の解決に向け、市民と一緒に考え、協働で取り組むことで、本事業が市民と行政が対等なパートナーとして、地域の課題解決・活性化に向けた効果的な手段となるよう積極的に活用していただきたいと考えております。

2 応募団体の要件

次のいずれにも該当する団体とします。（個人では応募できません。）

- (1) 構成員の3分の2以上が市内に在住していること
- (2) 市内に活動拠点があること
- (3) 営利を目的としないこと
- (4) 宗教活動又は政治活動を行っていないこと
- (5) 市税の滞納がないこと

3 補助金の区分及び範囲

(1) はじめの一步型補助金

これからまちづくり活動を行おうとする団体が実施する事業に対してその初期段階で補助するものです。

ただし、同じ団体が3年継続して事業を実施し、3年間ともはじめの一步型補助金で補助を受ける場合は、2年目以降は下記のとおり補助率が変わります。

- ① 1年目・・・補助率 100/100以内 補助限度額 20万円
- ② 2年目・・・補助率 80/100以内 補助限度額 20万円
- ③ 3年目・・・補助率 70/100以内 補助限度額 20万円

(2) 共生協働型補助金

団体等がこれまでの活動を発展させるために新たに実施する事業に対し補助するもので、事業費（補助対象経費）に応じて3つの区分に分けられています。

- ① 共生協働型補助金Ⅰ型・・・補助率 70/100以内 補助限度額 50万円
- ② 共生協働型補助金Ⅱ型・・・補助率 60/100以内 補助限度額 80万円
- ③ 共生協働型補助金Ⅲ型・・・補助率 50/100以内 補助限度額 100万円

区 分		補助率	補助限度額
はじめの一步型補助金	1年目	100/100 以内	20 万円
	2年目	80/100 以内	
	3年目	70/100 以内	
共生協働型補助金	Ⅰ型	70/100 以内	50 万円
	Ⅱ型	60/100 以内	80 万円
	Ⅲ型	50/100 以内	100 万円

※はじめの一步型補助金、共生協働型補助金ともに、算出した補助額に1,000円未満の端数があるときはそれを切り捨てます。

4 補助対象経費

補助事業の目的を達成するために直接必要な経費で、交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他団体への負担金・補助金、予備費等は対象となりません。（補助対象経費、補助対象外経費については、12ページに詳しく記載しています）

5 交付期間

原則として1年とします。ただし、複数年を要する事業の場合、同じ事業に対する交付期間は3年を限度としますが、2年目以降の採択を保証するものではありません。毎年、事業申請（応募）し、採択決定を受ける必要があります。

6 ボランティア保険の加入について

市では、市民活動補償保険に加入していますが、事案によっては保険の給付がされない場合もありますので、各事業主体におかれましても、ボランティア保険、第三者に対する賠償保険をご検討ください。

Ⅲ 募集から決定まで

1 募集要件

今回募集する事業は、応募団体の要件に合致する団体が行う補助対象事業で、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に実施される事業とします。また、原則的には単年度事業としますが、複数年を要する事業であっても応募は可能です。（ただし、同じ事業に対する補助期間は 3 年が限度で、毎年の事業申請（応募）が必要です）

2 募集受付

平成 25 年 5 月 7 日（火）から 5 月 31 日（金）まで

3 受付窓口

市民協働課パートナーシップ推進係（指宿庁舎敷地内 共生・協働支援センター）
※郵送等による応募も受け付けますが、できる限り応募団体の代表者など事業内容のわかる方が直接ご持参ください。

4 提出書類

- (1) 指宿市提案公募型補助事業申請書（第 1 号様式）
- (2) 団体の定款，規約その他これらに準ずる書類の写し
- (3) 構成員名簿（集落，区その他これらに準ずる団体の場合は除く。）
- (4) 平成 25 年度における団体の収支予算書及び事業計画書

※補助対象経費・対象外経費の詳細を 12 ページに記載しましたので参考にしてください。

※(1)の申請書は，市ホームページからダウンロードできます。（Excel 形式）

市ホームページアドレス：<http://www.city.ibusuki.lg.jp/>

※(2)～(4)については，様式は問いません。また，必要に応じ別途書類の提出を求められることがあります。

5 審査

(1) 予備審査

書類に不備はないか、記載事項に誤りはないかを事務局で確認し、当該事業に対する関係課の意見書に基づき予備審査を行います。

(2) 本審査

指宿市パートナーシップ推進市民会議で、関係課の意見などを参考に申請内容を審査し、優先順位を決定します。

6 審査の基準

「指宿市協働のまちづくり指針」における協働のまちづくりの6つの基本原則（公開性、相互理解、目的・目標の共有、対等な関係、自主性・自立性の尊重、相互評価）を踏まえたうえで、次の視点に基づき審査を行います。

指宿市補助金等の適正化に関する条例に規定する基本原則（公益性、必要性及び有効性）に基づいているか。

※条例では基本原則を次のように定義しています。

(1) 公益性

市民の福祉の向上及び利益の増進に資する公益上の必要性が認められ、市民が等しく公平にその利益を享受できること。

(2) 必要性

特定の行政目的の達成のため、当該補助金等に係る補助事業等を支援し、又は奨励することが真に必要であると認められること。

(3) 有効性

当該補助金等の交付を通じて得ようとする成果が明確に定められており、かつ、当該成果の獲得のためには当該補助金等の交付が有効であると認められること。

さらに、

(4) 事業計画・予算の合理性・実現性

事業の実施手段や実施体制などの事業計画、予算が具体的・合理的であり、実現可能なものとなっているか。

(5) 将来の自立活動可能性・発展性

将来、自立的に活動し、事業を発展させ実施する可能性を期待できるものであるか。

(6) 独創性・先駆性

団体としてこれまで実施してきた事業を発展させ拡充するもの、あるいは新たに取り組むものとなっているか。また、専門性など団体の特性を活かしたものであるか。についても視野に入れ審査します。

7 採択・不採択の決定

審査結果は、市に報告され、市は予算の範囲内で採択・不採択を決定します。応募団体に対しては、その結果を採択（不採択）通知書で通知します。

ただし、この段階においては、補助金の交付を決定するものではありません。改めて市補助金交付規則に基づき、交付申請をしていただくことになります。

8 採択された団体及び事業内容の公表

採択された団体名や提案のあった事業内容などについて広報いぶすき、指宿市ホームページで公表します。

9 補助金交付等の手続

補助金交付に関わる一連の手続は、指宿市補助金等交付規則に基づいて行います。採択通知書を受領次第、速やかに所定の補助金等交付申請書により交付申請を行ってください。その後の手続などもこの規則によるものとします。

10 補助金の概算払

本来補助金は、事業完了後に補助額を確定し、補助金を交付いたしますが、この制度では、事業の開始にあわせ、補助金を交付（補助金の概算払）することができます。この場合、交付決定後、所定の補助金等概算払申請書を提出いただくことになります。

11 事業報告と成果の公表

事業終了後は、速やかに事業の実績報告をしていただきます。実績報告は、交付規則に基づく実績報告書によるもののほか、その成果について、別途報告をしていただくことにしています。成果報告会の開催にあたっては、実施団体関係者に出席をお願いして説明を求めることになりますので予めご承知おきください。

なお、これらの内容は広報いぶすき及び指宿市公式ホームページで公表します。

12 その他

(1) 募集受付から成果の報告までの流れを 11 ページに図で示しました。

(2) その他提案公募型補助事業の内容、申請書等の記入方法で不明な点がありましたら、お気軽に指宿市役所市民協働課パートナーシップ推進係（22-2111：内線211）に問い合わせてください。

テーマ番号： 1

＜平成25年度 指宿市提案公募型補助事業＞

テーマ設定型公募事業 提案仕様書

提案テーマ名	健幸のまちづくり推進事業	
① 今回提案する事業が必要となった背景や課題	<p>市ではこれまで、行政が主体となってさまざまな健康づくりのための事業を実施してきた。しかし、これらの事業へ参加するのは、健康への関心が高く健康な人がほとんどという状況であった。また、高齢化の進行や医療の高度化に伴い、医療費等は増加し続けている。市の国保特別会計は赤字が続き、基金も枯渇するなど、厳しい状態が続いている。</p> <p>そこで市では、SWC（スマート・ウエルネス・シティ）構想を策定し、一人ひとりが生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことができる『健幸』のまちづくりを目指し、市民の健康寿命を延ばすための取り組みを展開しようとしている。効果的な事業実施のためには、行政だけではなく、市民も主体となって積極的に推進していく必要がある。</p>	
② 事業の目的	<p>健康に関心がある層だけではなく、市民誰もが参加するような健康づくりのための施策や事業を展開し、住民一人ひとりが健康と生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことができるまちづくりを目指す。</p> <p>このことによって、市民の健康寿命を延ばすとともに、医療費の適正化が図られることを期待するものである。</p>	
③ 今回団体から提案を受けたい事業の内容	<p>一人ひとりが健康と生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことができるまちづくりにつながる事業。</p> <p>健康に関心がある人はもちろん、関心が低い人も参加するような事業を期待している。</p> <p>（具体例）①体力作り，生活習慣病予防，介護予防をする事業 ②人と人とのつながりを生み出し，コミュニティ力の向上やまちの活性化につなげる事業 ③正しい食生活の推進を図る事業 ④社会参加やボランティア活動などを促す生きがいづくり事業</p>	
担 当 課	課・係名	連絡先
	市長公室 健幸戦略係	22-2111 (内線123)

テーマ番号：2

<平成25年度 指宿市提案公募型補助事業>

テーマ設定型公募事業 提案仕様書

<p>提案テーマ名</p>	<p>「砂むしだけじゃない!! ^{みらいがたとうじば}美来型湯治場いぶすき」創出事業</p>	
<p>① 今回提案する事業が必要となった背景や課題</p>	<p>本市では、今後5年間の観光を官民一体となって推進するための総合的・体系的な計画として、「指宿市観光戦略ビジョン」を平成25年3月に策定した。 提案テーマは、「指宿市観光戦略ビジョン」の目指す姿である。今後は、市民、観光関係者、行政等が、同じ目標に向かって、相互協力の下、「温泉」や「自然」、「食」、「人」など指宿の強みを生かしながら、戦略的かつ持続性のある事業展開を行っていく必要がある。</p>	
<p>② 事業の目的</p>	<p>指宿を訪れた観光客が「指宿に来てよかった、また来たい」と思えるよう、「温泉」・「自然」・「食」・「人」といった指宿の強みを生かし、体と心の「健康」・「美容」につながるような魅力的な体験プログラムの充実や「新たなグルメ」・「指宿らしい土産品」等の開発・PRなどに努める。 また、それらを知ってもらうための効果的な情報発信や心のこもったおもてなし、観光スポットの環境整備等に積極的に取り組むことで観光客の利便性や満足度を高め、観光地・指宿の更なる魅力向上を図る。</p>	
<p>③ 今回団体から提案を受けたい事業の内容</p>	<p>指宿市観光戦略ビジョン「砂むしだけじゃない!! ^{みらいがたとうじば}美来型湯治場いぶすき」を推進していく上で必要と認められる事業。 (例) ○海鮮ミネラルたっぷりの指宿温泉の特徴を生かした体験プログラム・商品開発事業 ○温暖な気候と色濃い自然を楽しむための環境整備事業 ○豊かな食資源を生かしたグルメ・土産品等の開発・PR事業 ○ハートフルな人柄を生かしたおもてなし推進事業 ○地域の魅力をタイムリーに分かりやすく伝える情報発信事業など</p>	
<p>担当課</p>	<p>課・係名</p>	<p>連絡先</p>
	<p>観光課 観光企画室 観光企画係</p>	<p>22-2111 (内線326)</p>

テーマ番号：3

<平成25年度 指宿市提案公募型補助事業>

テーマ設定型公募事業 提案仕様書

<p>提案テーマ名</p>	<p>地域の課題解決や活性化を目指す事業（地域力向上事業）</p>	
<p>① 今回提案する事業が必要となった背景や課題</p>	<p>少子高齢化や人口減少が進み、空き家や独居老人の増加など様々な問題が顕在化している。そのような中、市民の価値観の多様化などにより地域住民同士のつながりが希薄化するなど、地域活動の弱体化が懸念されている。</p> <p>これからは、行政がすべての公共を担うのではなく、それぞれの地域の実情に応じて、地域が自主的・主体的にその課題・事業に取り組むことで、地域力を高めていく必要がある。そのためには、市民の協働によるまちづくりに対する理解と意識を深め、実践を通して、その担い手となる人材や団体を育成していくことが求められている。</p>	
<p>② 事業の目的</p>	<p>これから目指すべき地域の将来像について、自治組織、高齢者団体、女性団体、PTA、防犯組織などが共に参画して語り合い、地域の課題解決やまちづくりに携わることで、市民の協働の意識を高めながら、地域コミュニティの活性化を図る。</p>	
<p>③ 今回団体から提案を受けたい事業の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体やコミュニティが主体となって、それぞれの地域の実情に応じて、地域の資源や特色を生かした地域課題の解決や活性化につなげる事業 ・共生・協働の意識醸成を図りながら、協働によるまちづくりの担い手を育成する事業 	
<p>担当課</p>	<p>課・係名</p>	<p>課・係名</p>
	<p>市民協働課 パートナーシップ推進係</p>	<p>22-2111 (内線211)</p>

テーマ番号：4

＜平成25年度 指宿市提案公募型補助事業＞

テーマ設定型公募事業 提案仕様書

提案テーマ名	地域食材を生かしたまちづくり	
① 今回提案する事業が必要となった背景や課題	本市は食の供給基地であるが、その特色のある農産物、水産物について市民に認知されていない現状がある。 魅力的な食の宝庫である指宿を市内外へアピールするため、食に着目したまちづくりが必要となる。	
② 事業の目的	指宿の食材を使った地産地消メニューを開発するなど、指宿の食材をはじめとする特産品の魅力を新たな形で市内外に発信することで、観光客を呼び込むことにより、商店街の活性化及び地場産業の振興を図る。	
③ 今回団体から提案を受けたい事業の内容	指宿生まれの食材の特色を生かした地産地消メニューを開発し、新たなご当地グルメとして定着させるなど、地域食材を生かして地域を発信することで、商店街や地場産業を活性化する事業 具体例) 地産地消メニューの開発 地産地消メニューが食べられる飲食店の展開 地域食材の魅力(情報)発信	
担当課	課・係名	連絡先
	商工水産課 特産品振興係	22-2111 (内線314)

《事業スケジュール》

募集期間	<p>【平成25年5月7日（火）～5月31日（金）】</p> <p>○募集の告知，募集要項，・申請用紙の配布 指宿庁舎（市民協働課），山川・開間庁舎（地域振興課） 市ホームページ</p>
審査	<p>【平成25年6～7月中旬】</p> <p>○予備審査（事務局，関係課による書類審査） ○本審査（市パートナーシップ推進市民会議による審査・最終行政判断）</p>
採択(不採択)通知 交付申請・決定	<p>【平成25年7月下旬】</p> <p>○採択(不採択)通知・・・平成25年7月下旬 ○採択団体は，採択通知書受領後速やかに補助金交付申請書を提出， 市は補助金交付決定通知書にて通知・・・平成25年7月下旬以降</p>
事業の実施	<p>【交付決定日（8月）以降～平成26年3月31日】</p> <p>○事業計画書に沿って事業を実施 ○補助金の概算払を要する場合は，概算払申請書を提出</p>
事業終了	<p>○事業終了後速やかに実績報告書を提出 ○補助金の額を確定（精算）</p>
成果報告	<p>○成果報告書の作成・提出 ○成果報告会の実施，団体間，行政との意見交換</p>

《補助対象経費と補助対象外経費について》

1 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、「補助事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費」で、次に掲げるものとします。

経費の内訳	内 容
報償費	講師，専門家，出演者，協力者等への報償・謝礼等 ※ 団体構成員に対するものは含めない。
旅費	講師等の移動，現地調査時に係る交通費等
需用費	事業実施のために直接必要な消耗品費，チラシ・ポスターなどの作製費など事業に付随する経費
役務費	事業実施のために直接必要な郵便料，運搬料，保険料等
使用料及び借上料	事業実施のために直接必要な機器類の借上（レンタル）料，イベントなどの会場等借上料等
備品購入費	事業実施のために必要不可欠な備品とし，その総額が補助対象経費の2分の1以上である場合は，購入した備品を活用した継続的なソフト事業の展開が見込まれることとする。ただし，備品整備が目的の事業は対象外とする。
その他必要な経費	事業実施のために必要な経費であって，社会通念上適切であると認められる経費（個別に審査）

2 補助対象とならない経費

「交際費，慶弔費，懇親会費，積立金，他の団体への負担金及び補助金，予備費」のほか次のものは補助対象経費としません。

- ・団体の経常的な運営に係る一切の経費
- ・飲食費（会議の際の食事，弁当，茶菓なども含む。）
※但し，イベント時のボランティアに対する弁当代等特別なものは除く。
- ・家賃（敷金・礼金含む）
- ・土地の取得，造成，補償に係る経費
- ・団体が支払ったことが不明確な経費（領収書の受領が困難である経費）
- ・その他事業に直接関係しない経費及び社会通念上適切でない経費

3 補助対象経費と補助額

補助額は，補助対象経費に対して，区分ごとに補助率，補助限度額により算出され，その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

《参考》

指宿市提案公募型補助事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿市補助金等の適正化に関する条例（平成19年指宿市条例第21号。以下「補助金等適正化条例」という。）第5条の規定に基づき、市民が自ら企画して実施する提案公募型の補助事業（以下「公募型補助事業」という。）の応募手続、審査等に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象事業)

第2条 対象とする事業は、補助金等適正化条例第3条各号に掲げる基本原則（公益性、必要性及び有効性）に基づく事業であって、市などの財源による他の補助金を受けていない事業とする。

(応募団体)

第3条 公募型補助事業に応募することができるものは、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 構成員の3分の2以上の者が、市内に住所を有していること。
- (2) 市内に活動拠点を持っていること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を行っていないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(平23告示14・一部改正)

(補助金の区分等)

第4条 交付する補助金は、次に掲げる区分とし、その補助率及び補助限度額は、別表に定める。

- (1) はじめの一步型補助金 これからまちづくり活動を行おうとする団体が実施する事業に対して、初期段階で補助するもの
- (2) 共生協働型補助金 団体が、これまでの活動を発展させるために新たに実施する事業に対して、段階に応じて補助するもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費とし、交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他の団体への負担金及び補助金、予備費等は、補助の対象としない。

(平23告示14・一部改正)

(補助金の総額)

第6条 公募型補助事業で交付できる補助金の総額は、毎年度予算で定めた額以内とする。

(補助期間)

第7条 補助金を交付する期間は、一事業について、1年間とする。ただし、複数年度を要する事業については、3年間で限度に補助できるものとする。

(募集)

第8条 公募型補助事業の募集は、毎年度募集期間を定め、広報紙その他の方法により市民に周知して行うものとする。

(申請)

第9条 公募型補助事業に応募しようとする団体は、提案公募型補助事業申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、募集期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約その他これらに準ずる書類の写し
- (2) 構成員名簿（集落、区その他これらに準ずる団体の場合は除く。）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の収支予算書及び事業計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平23告示126の2・一部改正）

(担当課の意見)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請に係る事業に関係する課（以下「担当課」という。）に、提案公募型補助事業の申請に係る意見書の提出を求めるものとする。

（平23告示14・一部改正）

(評価及び判定)

第11条 市長は、前条の意見書を付して、事業採択の適否について指宿市パートナーシップ推進市民会議（以下「市民会議」という。）に諮るものとする。

2 市民会議は、申請の内容について評価、判定を行い、その結果を速やかに市長に報告するものとする。

（平25告示26・一部改正）

(決定及び公表)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、事業の採択又は不採択の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、当該団体に対し、提案公募型補助事業採択（不採択）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 市長は、採択を決定した事業について、当該団体の名称、事業の名称、内容等を広報紙その他の方法により公表するものとする。

（平23告示14・一部改正）

(補助金の交付申請等)

第13条 採択された事業の補助金交付申請等手続については、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号）の定めるところによる。

(成果の公表)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた団体に対し、当該事業の活動状況及び成果の報告を求め、その内容を広報紙その他の方法により公表するものとする。

(庶務)

第15条 この告示に基づく公募型補助事業に関する事務は、市民生活部市民協働課及び担当課において処理する。

(平20告示27・一部改正)

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、公募型補助事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年12月25日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第27号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月2日告示第116号）

(施行期日)

1 この告示は、平成21年11月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の指宿市提案公募型補助事業に関する要綱別表の規定にかかわらず、はじめの一步型補助金を平成20年度から3年連続で補助することとなった場合の平成22年度の補助率については100/100以内とし、同補助金を平成21年度から2年連続で補助することとなった場合の平成22年度の補助率については100/100以内、同補助金を平成21年度から3年連続で補助することとなった場合の平成23年度の補助率については80/100以内とする。

附 則（平成23年2月22日告示第14号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日告示第126号の2）

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成25年 3月28日告示第26号）
この告示は、平成25年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分		補助率	補助限度額
はじめの一步型補助 金	1年目	100/100以内	20万円
	2年目	80/100以内	
	3年目	70/100以内	
共生協働型補助金	I型	70/100以内	50万円
	II型	60/100以内	80万円
	III型	50/100以内	100万円

※ 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

《申請申し込み・問い合わせ先》

指宿市役所 市民生活部 市民協働課

〒891-0497 指宿市十町2 4 2 4

TEL 22-2111 (内線 211) FAX 24-3826

E-mail shimin-shimin@city.ibusuki.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.ibusuki.lg.jp/>